

議会AI音声認識システムASPサービス提供業務委託
仕様書

千葉県議会事務局調査課

－ 目 次 －

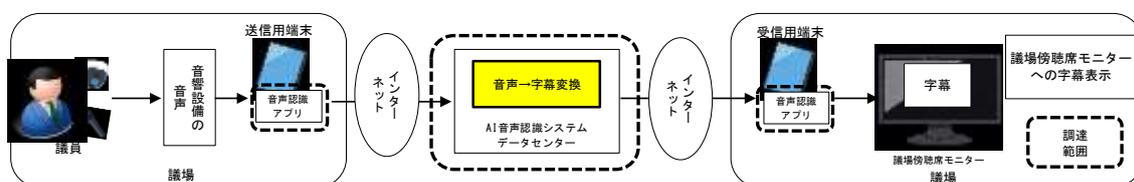
1	目的	1
2	基本的な考え方	1
3	配信対象及び会議開催実績	1
4	AI 音声認識システム概要	2
5	サービス提供内容	2
	（1）機能要件	2
	（2）非機能要件	3
	（3）運用保守	3
6	提出資料	3
7	契約方法等	4
	（1）委託期間	4
	（2）支払い方法	4
	（3）その他	4

1 目的

本会議（議場）での発言をリアルタイムで文字変換し、議場傍聴席モニターに字幕表示する「AI 音声認識システム」を導入して、聴覚障害者や高齢者等の聞こえを支援することを目的とする。

2 基本的な考え方

受注者（以下「乙」とする）は千葉市（以下「甲」とする）に対して、議場傍聴席モニターへの安定的な字幕表示を可能とするための ASP サービスを提供すること。



3 配信対象及び会議開催実績

【配信対象（想定）】

対象会議	開催場所	配信先
本会議 予算・決算審査特別委員会	議場	議場傍聴席モニター

【会議開催実績（参考）令和4年度】

会議名	開催場所	開催実績（時間）
本会議	議場	36日（111時間17分） ※上記のほか、緊急の案件がある際は臨時会を開催することもある。 令和3年度実績：2日（56分）
予算・決算審査特別委員会		4日（2時間1分）

※ 上記会議の開催は、概ね平日10:00～18:00であるが、場合によっては、18:00を超えることもある。

4 AI 音声認識システム概要

議場の音響設備に集音された音源を、送信用端末を介してクラウドサーバーへ送信し、サーバー内で文字変換したデータを、受信用端末で閲覧できるようにする。

なお、上記の送信用端末、受信用端末、これら以外にシステム運用上必要となる機器等については、甲が用意するものとする。

【参考】

メーカー	Shamrock Records
システム名	UDトーク

上記参考規格と同等品以上とする。

5 サービス提供内容

(1) 機能要件

ア サーバー

- (ア) 音声情報をリアルタイムで文字変換する機能を有すること（AmiVoice Cloud もしくはこれと同等以上の即時性を要する）。
- (イ) 文字変換する音声は本会議及び予算・決算審査特別委員会の内容であり、高度な正確性が求められることから、音声認識力（変換精度）が高いものであること（AmiVoice Cloud もしくはこれと同等以上の認識力を要する）。
- (ウ) サーバーに記録された音声データ及び文字変換されたデータについては、音声認識システムの利用後、甲の指示または自動でサーバーから削除する機能を有すること。

イ 音声認識アプリ

- (ア) 音声データの取り込み、サーバーへの送信、各種設定が行えるようにすること。
- (イ) 次に掲げる機能を甲のみが利用できるようにすること。
 - ・サーバーが変換した文字情報についてリアルタイムに修正や削除ができること。
 - ・日本語の固有名詞や専門用語等について単語登録の設定ができること。
 - ・サーバーから送信された文字データの出力がテキスト形式またはCSV 形式のいずれかを含む形式で出力できること。
 - ・音声認識システムにより文字変換された文字情報及びその背景以外が映り込まないよう画面表示の調整ができること。
 - ・表示される文字情報について、文字の大きさ、表示される段数等を設定変更できるようにすること。

(2) 非機能要件

ア サーバーは、クラウド型によるものとし、専用、共用は問わないが、本事業に支障をきたさないように十分な容量等を確保すること。

なお、次の状態をシステム稼働時に維持すること。

(ア) 会議開始から終了までの連続稼働を可能とすること。

(イ) システム稼働中、中断することなく音声の文字変換及び記録機能が利用できること。

イ サーバーは国内に設置し、原則として契約期間中 24 時間の運用、利用を可能とすること。

ウ サーバー自体に不正なアクセス等による不具合が生じないよう、セキュリティ対策が講じられていること。

エ 連動するアプリケーションとサーバー間を通信する際の音声データ及び文字データは、暗号化し、セキュリティ通信を確保すること。

(3) 運用保守

ア 運用

継続的なアプリケーションのバージョンアップやサーバーへのパッチ適用等を行うこと。なお、バージョンアップを行う場合やメンテナンス等でサービスを一時停止する場合は、メール等による連絡により甲に通知すること。

イ 保守

使用中に不具合が発生した場合、速やかに甲は乙に連絡し、甲と乙が共に原因究明に努め、サーバー及びアプリケーションに不具合があった場合、乙は速やかに適切な対応をとること。

ウ その他

安定したサービス提供のために、その他必要な運用保守を行うこと。

6 提出資料

システム操作マニュアルをサービス提供開始前までに電子媒体（データ）で提出すること。なお、ホームページで閲覧できる場合は提出不要とする。

7 契約方法等

(1) 委託期間

令和6年4月17日から令和7年3月31日まで

(2) 支払い方法

毎月完了払い

(3) その他

本仕様書に記載のない事項及び仕様の変更については、別途協議を行うものとする。